

(3) みなし製造場数

酒 類 の 種 類	瓶 詰 の た め の も の		販 売 の 便 宜 の た め の も の	輸 出 の た め の も の	そ の 他 の も の		計	う ち 実 蔵 置 場 数
	自 己 の 製 造 し た 酒 類 の 瓶 詰	共 同 の 瓶 詰 場			設 置 許 可 を 受 け た も の	設 置 許 可 が な い も の		
清 酒	3	3	-	10	8	-	24	6
合 成 清 酒	-	-	-	8	-	-	8	-
しょうちゅう甲類	-	-	-	8	-	-	8	-
しょうちゅう乙類	7	8	-	10	27	-	52	42
み り ん	-	-	-	8	-	-	8	-
ビ ー ル	-	-	-	8	-	-	8	6
果 実 酒 類	-	-	-	8	1	-	9	-
ウ イ ス キ ー 類	-	-	-	10	1	-	11	2
ス ピ リ ッ ツ 類	-	-	-	8	1	-	9	1
リ キ ュ ー ル 類	1	1	-	8	3	-	13	-
雑 酒	-	-	-	8	1	-	9	-
合 計	11	12	-	94	42	-	159	57
うち実蔵置場数	8	9	-	10	30	-	57	-

調査対象： 酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた製造場である。

調査時点： 平成17年3月31日

用語の説明： 「みなし製造場」とは酒税法において、製造場とみなされる場所をいう。